

## 鹿 児 島 県 公 報

平成31年 2 月 22 日（金）第3496号の 2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告

示

○官民連携国際旅客船受入促進協定の縦覧

(港湾空港課取扱い) 1

## 告 示

## 鹿児島県告示第133号

港湾法（昭和25年法律第218号）第50条の18第3項の規定により，官民連携国際旅客船受入促進協定（以下「協定」という。）を締結したいので，次のとおり公告し，関係書類を縦覧に供する。

なお，当該協定について，利害関係人は，縦覧期間満了の日までに，港湾管理者に意見書を提出することができる。

平成31年 2 月 22 日

鹿児島港港湾管理者 鹿児島県

代表者 鹿児島県知事 三反園訓

- 1 協定の名称  
鹿児島港クルーズ拠点形成協定書
- 2 協定国際旅客船受入促進施設の名称及びその所在地  
かごしま第2クルーズターミナル（仮称）  
鹿児島市中央港新町内
- 3 協定の有効期間  
協定締結の日から平成74年 3 月 31 日まで
- 4 協定の縦覧の場所  
鹿児島県土木部港湾空港課
- 5 縦覧期間  
平成31年 2 月 22 日から同年 3 月 7 日まで